

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況
(2025 年度)

2026 年 5 月

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 16 の規定に基づき、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間における電力・ガス取引監視等委員会の事務の処理状況を公表する。

2026 年 5 月 12 日

電力・ガス取引監視等委員会
委員長 横山 明彦

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況（2025 年度）

目次

序章. 電力・ガス取引監視等委員会について	4
第1章. 電力の小売・卸取引に関する取組	5
1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査.....	5
1. 2. 電力取引報の公表.....	5
1. 3. 各種相談への対応.....	6
1. 4. 小売取引の監視等.....	6
1. 5. みなし小売電気事業者7社に対する調達改善に向けた取組のフォローアップ等.....	8
1. 6. みなし小売電気事業者に対する監査.....	8
1. 7. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価.....	9
1. 8. 電力市場の監視.....	9
1. 9. 発電・小売間の不当な内部補助防止策.....	16
第2章. 送配電分野に関する取組	17
2. 1. 送配電事業の監視.....	17
2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査.....	18
2. 3. レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の期中評価と東京電力パワーグリッド株式会社における2024年度の廃炉等負担金の確認、レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する経済産業大臣への建議.....	19
2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討.....	20
2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視等.....	22
2. 6. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの開催、発電側課金の運用.....	23
第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組	24
3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査.....	24
3. 2. ガス取引報の公表.....	25
3. 3. 各種相談への対応.....	25
3. 4. 小売取引の監視等.....	26
3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査.....	27
3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価等.....	28
3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ.....	29
第4章. ガス導管分野に関する取組	29
4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視等.....	29
4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査等.....	30
4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価.....	31
第5章. 熱供給事業に関する取組	32
第6章. 広報、紛争処理等	32
6. 1. 広報/消費者対応.....	32

6. 2. 国際的な取組.....	33
6. 3. 紛争処理.....	33

序章. 電力・ガス取引監視等委員会について

2015年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「第3弾改正法」という。）に基づき、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会が、同年9月1日に設立された。2016年4月1日より、ガス事業及び熱供給事業に関する業務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会（以下、電力取引監視等委員会、電力・ガス取引監視等委員会のいずれも「委員会」という。）に改称された。

I. 委員体制について

委員会は、委員長及び委員4名で構成され、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命され、委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされている。

委員長及び委員の任期は、電気事業法第66条の8の規定により3年と定められている。委員会は2026年3月31日時点で下記の委員長及び委員の体制となっている。

【委員名簿】 2026年3月31日時点

（委員長）

横山 明彦 東京大学名誉教授

（委員）

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 教授

武田 邦宣 大阪大学理事・副学長

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

村松 久美子 PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー

II. 委員会の下部組織について

委員会の下部組織として、電力・ガスの取引監視に必要な制度設計の審議を行う「制度設計・監視専門会合」、料金に関する制度設計の審議を行う「料金制度専門会合」、レベニューキャップ制度開始に伴う一般送配電事業者各社の経営効率化を確認する「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ」等が設置されている。

2025年度には、制度設計・監視専門会合を12回、料金制度専門会合を9回、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループを1回開催した（詳細は参考資料2を参照）。

第1章 電力の小売・卸取引に関する取組

1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査

【本項目の概要】

- 小売電気事業及び小売供給の登録について審査した結果、2026年3月末時点での登録件数は小売電気事業 808 件、小売供給 39 件となった。

小売電気事業及び特定送配電事業者による小売供給の登録について、経済産業大臣は、登録をしようとするとき、あらかじめ、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、電気事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（電気の利用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。これらの審査の結果、小売電気事業の新規登録は 53 件（2025 年度 53 件）となったが、廃止等※が 6 件（2025 年度 21 件）あったことを踏まえ、2026 年 3 月末時点での登録件数は 808 件（2025 年度 761 件）となった。また、小売供給については、新規登録は 2 件（2025 年度 4 件）あった一方で、廃止等※が 1 件あり、2026 年 3 月末時点での登録件数は 39 件（2025 年度 38 件）であった。

※ 廃止・解散・取消し及び承継による登録者数の減少

1. 2. 電力取引報の公表

【本項目の概要】

- 電気事業者等から電気の小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

委員会は、電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）に基づき、定期的に、電気事業者及び日本卸電力取引所から電気の小売取引の監視に必要な情報の報告を受けている。これらの報告を受けた情報のうち販売電力量等の一部の実績について、毎月結果の公表を行った。

また、みなし小売電気事業者各社が指定旧供給区域外においてシェアを拡大している現状を踏まえ、各指定旧供給区域における、域外みなし小売電気事業者の販売電力量等の一部の実績についても公表するよう変更することについて、第 19 回制度設計・監視専門会合（2026 年 3 月開催）にて報告を行い、2026 年 1 月分（2026 年 4 月公表）より、電力取引報の公表資料の内容に関し、上述の変更を行うこととなった。

1. 3. 各種相談への対応

【本項目の概要】

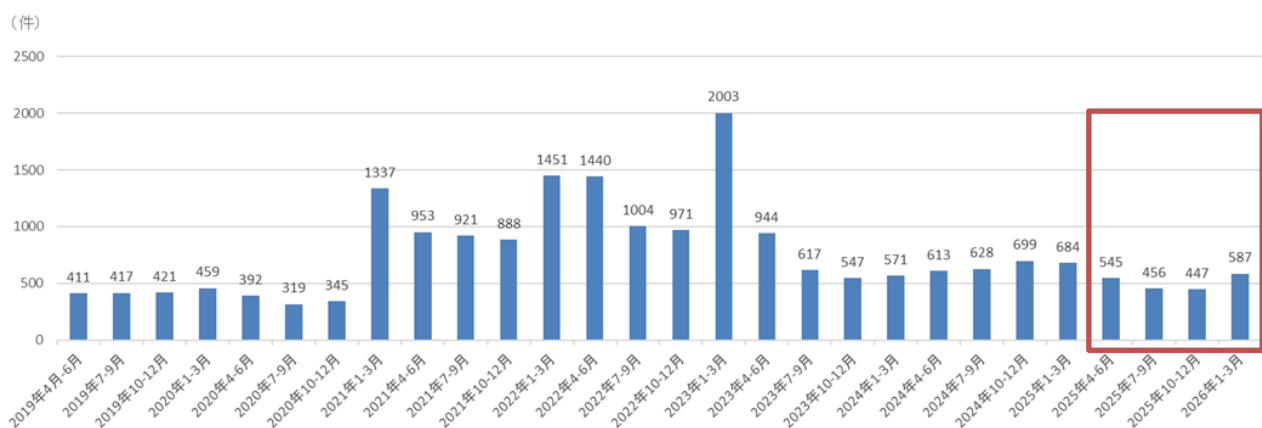
- 相談窓口（情報提供窓口）を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・事業者に対する指導等を行った。

委員会は、相談窓口を設置し、電気の需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。2025年度における相談件数は2,035件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合には小売電気事業者に対する指導等を行った。

また、2025年6月、9月、12月そして2026年3月に消費者庁及び国民生活センターと連名で電気の悪質な勧誘の例等に関する注意喚起を行うとともに、経済産業省のXを活用し、電気の契約前の注意点を周知する等、消費者に対して情報提供を行った。

○相談窓口への相談件数（電気）の推移



1. 4. 小売取引の監視等

【本項目の概要】

- 電力の小売営業に関して、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。
- 小売取引の監視等としての主な取組例として、小売電気事業者に対する指導及び小売市場重点モニタリングを行った。

委員会は、電力の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている

事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行っている。

2025 年度に行った指導等のうち、具体的な例としては、以下のようなものがある。

(1) 指導の例

① 小売電気事業者 A に対する指導 (2025 年 6 月)

A 社は、法令理解が不足していたことにより、自動更新条項のある小売供給契約を締結している需要家に対して、契約更新時に必要な説明及び書面交付をしていなかった。

契約更新時の説明義務及び書面交付義務は、小売電気事業者と需要家との間のトラブルを未然に防止する上で重要な義務である。

このため、委員会は、A 社に対し、所要の改善措置を実施するように指導を行った。

② 小売電気事業者 B に対する指導 (2025 年 9 月)

B 社は、法令理解が不足していたことにより、小売供給契約の締結時に、電気事業法上の所定の記載事項のうち、燃料価格の変動により料金が変動する旨、当該変動額の算出式、上限の有無、及び解約違約金等を記載していない書面を交付していた。

契約締結時の書面交付義務は、小売電気事業者と需要家との間のトラブルを未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する上で重要な義務である。

このため、委員会は、B 社に対し、所要の改善措置を実施するように指導を行った。

(2) 小売市場重点モニタリング

一定の価格水準を下回る小売契約について、競争者からの申告や公共入札の状況を踏まえ、取引条件等を含む実態を重点的に把握する「小売市場重点モニタリング」を実施しており、2024 年度に締結された小売契約については、問題となる事例は認められなかった旨を第 13 回制度設計・監視専門会合 (2025 年 9 月開催) において報告し、その調査結果を公表した。

(3) 小売電気事業に関する制度的措置の建議

小売電気事業について、取引環境の変化等を踏まえ、「電力の小売営業に関する指針」に、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、電磁的方法による書面交付義務の履行に係る承諾の取得方法としては認められない旨を明記する改正を行うことを、2025 年 5 月に、経済産業大臣に建議した。

1. 5. みなし小売電気事業者 7 社に対する調達改善に向けた取組のフォローアップ等

【本項目の概要】

- みなし小売電気事業者 7 社の特定小売供給約款の変更認可に関して、2024 年度の調達効率化のための各事業者の取組をフォローアップした。

みなし小売電気事業者 7 社（北海道電力株式会社(以下、「北海道電力」という。)、東北電力株式会社(以下、「東北電力」という。)、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び沖縄電力株式会社) が行った電気の小売規制料金の変更認可に際して、2023 年度から 2025 年度を「集中改善期間」とし、各事業者の調達改善に向けた取組のフォローアップを行うこととされた。

2025 年度は、第 66 回料金制度専門会合（2025 年 5 月開催）において、各社の 2024 年度の「ロードマップに織り込まれた効率化施策」の進捗状況や 2025 年度の取組に向けたロードマップの更新の状況を確認した。第 71 回料金制度専門会合（2025 年 11 月）では、「ロードマップに織り込まれた効率化施策」の進捗状況を確認するとともに、2024 年度実績コストの推移もあわせて確認を行った。なお、実績コストの推移の確認に当たっては、「修繕費などの固定的な費目の合計額」に着目し、これら合計額について、査定額や前年度実績との比較を行いつつ、フォローアップを行っている。

1. 6. みなし小売電気事業者に対する監査

【本項目の概要】

- 2024 年度にみなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行い、2025 年 6 月開催の委員会において報告を行った。対象事業者 10 社のうち、事業者 1 社に所要の指導を行った。

2016 年 4 月に電力の小売全面自由化を実施した際、低圧（家庭用等）の小売料金については、経過措置として旧一般電気事業者に規制料金（経過措置料金）を存続させることとされた。

委員会は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号。以下「第 2 弾改正法」という。）附則第 21 条の規定に基づき、経過措置料金規制の対象であるみなし小売電気事業者 10 社に対して 2024 年度に監査を実施した。

監査の結果、第 2 弾改正法附則第 25 条の 6 の規定に基づくみなし小売電気事業者に対する勧告及び第 2 弾改正法附則第 25 条の 7 の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、事業者 1 社に所要の指導を行った（詳細は参考資料 4 を参照）。監査の結果については、第 574 回委員会（2025 年 6 月開催）において報告を行った。

また、2025 年度においても監査を実施しており、その結果については、2026 年度開催の委員会において報告を行う予定である。

1. 7. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

【本項目の概要】

- 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者3社について、変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。

第2弾改正法附則に基づく経過措置が講じられている電気の小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないか等を経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

2025年10月、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、第71回料金制度専門会合（2025年11月開催）において、原価算定期間が終了しているみなし小売電気事業者3社（中部電力ミライズ株式会社（以下、「中部電力ミライズ」という。）、関西電力株式会社及び九州電力株式会社）について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号。以下「審査基準」という。）第2（6）⑤に基づく評価及び確認を行い、その結果を取りまとめた。

審査基準のステップ1（規制部門の電気事業利益率による基準）に基づく評価において、個社の規制部門の直近3カ年度平均の利益率が、全てのみなし小売電気事業者10社の規制部門の過去10カ年度平均の利益率を上回っていないと評価され、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

この結果を踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨を回答した。

1. 8. 電力市場の監視

【本項目の概要】

- 2024年度に業務改善勧告を実施した株式会社 JERA に対し、同社による再発防止策の実施状況等についてフォローアップを行った。その他、スポット市場の監視を通して複数件の誤入札等を確認したため、特に問題が大きいと考えられる事業者に対して文書による業務改善指導を実施するとともに、入札参加者への注意喚起を行った。
- 2026年及び2027年度に受渡しが行われるベースロード市場2025年度オークションの監視の結果、一部の大規模発電事業者において、供出上限価格の算定を誤っていたことを確認したため、当該事業者に対して指導を行った。また、石炭燃料費のリスクプレミアムが比較的高い大規模発電事業者に対し

ては、その算定方法の再考を促した。また、2024 年度に受渡しが行われた 2023 年度オークションにおける実績と想定との乖離に係る合理性を確認した結果、一部の大規模発電事業者の燃料費の想定と実績の間に大きな乖離が見られたが、2024 年度以降のオークションにおいて、この点は既に改善されていることを確認している。

- 容量市場については、2025 年度メインオークション（対象実需給年度：2029 年度）の監視の結果、事前監視において、売り惜しみ及び価格つり上げに関する指摘を行い、事後監視において、価格つり上げに関して問題となる事例を確認した。また、2025 年度追加オークション（対象実需給年度：2026 年度）の監視の結果、事後監視において、価格つり上げに関する指摘を行った。また、「容量市場における入札ガイドライン（以下、「容量市場ガイドライン」という。）」の改定について、経済産業大臣に対して建議を行った。
- 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024 年度）については、落札候補となる応札案件の応札価格を監視し、応札価格に含めることが認められない項目について、事業者への通知を行った。通知内容を反映して再算定された応札価格は、適切に算定されていることを確認した。

委員会は、電力の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行った。

また、四半期毎に、旧一般電気事業者及び株式会社 JERA（以下、「JERA」という。）の自主的取組や電力市場における競争状況を定期的に分析・検証した電力市場のモニタリングレポートを作成・公表した（参照：2025 年 10 月～12 月の報告における主要指標）。

○2025年10月～12月の報告における主要指標

		2025年10月～12月	前年同期間 (2024年10月～12月)	2024年度 (2024年4月～2025年3月)	2023年度 (2023年4月～2024年3月)		
卸電力取引所	販売電力量に対する割合 ^{※3}		36.8%	35.3%	33.5%	33.4%	
	スポット市場	入札					
		売入札量 前年同期比	1.0倍	1.1倍	1.1倍 (1.1倍 ^{※5})	1.0倍 (1.1倍 ^{※5})	
		買入札量 前年同期比	1.1倍	1.2倍	1.1倍 (1.1倍 ^{※5})	0.9倍 (1.0倍 ^{※5})	
		約定量	680億kWh	654億kWh	2,657億kWh	2,615億kWh	
	約定	約定量 前年同期比	1.0倍	1.1倍	1.0倍 (1.1倍 ^{※5})	0.8倍 (0.9倍 ^{※5})	
		平均約定価格 (システムプライス)	10.94円/kWh	12.45円/kWh	12.29円/kWh	10.74円/kWh	
		東西市場分断率	43.0%	54.5%	42.8%	33.7%	
	市場 時期別	約定	約定量	17.6億kWh	15.7億kWh	73.9億kWh	61.7億kWh
		平均約定価格	11.53円/kWh	13.39円/kWh	13.03円/kWh	11.70円/kWh	
市場 先渡	約定	約定量	0kWh	0kWh	0kWh	0.03億kWh	
先物市場 ^{※4}	約定	約定量	471.1億kWh	237.9億kWh	946.6億kWh	304.7億kWh	
相対取引	グループ外への供給量	166.0 億kWh	162.5億kWh	661.3億kWh	386.2億kWh		
(参考) 小売市場 ※1	電力 販売	販売電力量	1,894億kWh ^{※2}	1,901億kWh ^{※2}	8,178億kWh	8,016億kWh	
		販売電力量 前年同期比	1.1倍	1.2倍	1.2倍	0.9倍	
	新電力	販売電力量	408 億kWh	370億kWh	1,599億kWh	1,338億kWh	
		販売電力量 前年同期比	1.1倍	1.2倍	1.2倍	0.9倍	
新電力シェア	22.1%(12月時点)	20.1%(12月時点)	-	-			

※1 出所：電力取引所
 ※2 電力取引所では、集計において事業者の過度の負担を避けるため、販売電力量と販売額についてN-1月検針日からN月検針日前日までの実績をN月分としての計上を認めており、大衆の企業は検針日までの実績を報告しているため、実際のN月需要の実績と一致しない。
 ※3 販売電力量に対する割合は、当該期間の平均値を示す。
 ※4 2023年10月～12月期報告分より追記。(IPX提供データ及びEEXホームページ公開データを元に集計)
 ※5 前年同期間の日一総電気事業者入札量から自己事業者に対するクロス・ビディング分を除いた量での対比。クロス・ビディング量は、旧一般電気事業者へのクロス・ビディング高値買い戻し価格のアンケート結果により算出。
 (この場合の日一総電気事業者は、北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力が対象)

出典：第19回制度設計・監視専門会合(2026年3月開催) 事務局提出資料を基に作成

(1) スポット市場の監視

委員会では、「適正な電力取引についての指針(以下、「適取ガイドライン」という。)」等に照らして、日本卸電力取引所のスポット市場への入札において不公正な取引が行われていないか、日々監視を行っている。例えば、その一環として、2020年度冬期に発生した電力スポット市場価格高騰の検証を踏まえ、電力スポット市場価格が30円/kWh以上となった場合に、「適取ガイドライン」において市場支配力を有する可能性の高い事業者(具体的には、旧一般電気事業者及びJERA)に対して入札可能量を全量市場供出していることを示すデータの提供を求め、その確認結果を速やかに委員会のホームページにおいて公開している。こうした日々の監視を通して、複数件の誤入札や、インサイダー情報を適時に公表していない事案があったことを確認し、該当する事業者に対して事実関係の調査を実施し、再発防止策の徹底を求めた。これに加えて、日本卸電力取引所と連携し、プレスリリース等による市場参加者への注意喚起を行った。また、監視能力の更なる向上に向けて、AIモデルを用いた効率的な検知手法の構築を進めている。

特に、委員会が、2024年11月に、JERAに対して行った業務改善勧告に関して、委員会は、2024年12月以降の1年間を「集中改善期間」として位置づけ、同社の再発防止策の実施状況等についてフォローアップを行ってきた。2025年度は、計4回のフォローアップや実地調査により、同社が入札プロセスの総点検、システム改修やマニュアル改訂、卸電力取引に関する法令遵守やコンプライアンス強化に係る教育等を進めてきたことを確認した。

また、「適取ガイドライン」における「市場支配力を有する可能性の高い事業者」の判定に必要な市場画面定について、第5回制度設計・監視専門会合(2025年1月開催)にて整理した見直し案を踏まえ、2025年5月に同指針の改定を行う旨の建議を行った。(詳細は参考資料5参照)

さらに、近年、発電情報公開システム(HJKS)を通じた発電情報やスポット市場の需給カーブの公開に加えて、2024年3月にはユニット別・コマ別の発電実績の公開を開始するなど、市場参加者がアクセスできる情報が増えたことを踏まえて、市場参加者からの声をよりの確に吸い上げるため

に、事業者が疑わしい取引に関する情報を提供する窓口を 2024 年 9 月に委員会ホームページに開設した。情報提供窓口の開設を機に、市場参加者から寄せられた情報等を活用して、市場参加者の視点を反映した市場監視を進めている。

(2) ベースロード市場の監視

ベースロード市場は、日本卸電力取引所に開設された市場であり、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、旧一般電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売競争を活性化させるため、2019 年度に創設された。

「ベースロード市場ガイドライン（以下、「BL ガイドライン」という。）」では、ベースロード市場の目的を踏まえ、各区域における旧一般電気事業者等の「大規模発電事業者」は、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格を上限（以下、「供出上限価格」という。）として、資源エネルギー庁が算定した量（供出義務量）を同市場に供出することが適当とされている。また、大規模発電事業者の小売部門のベースロード電源に係る調達価格が供出価格を不当に下回っている場合には、ベースロード市場の目的が達成されないおそれがある。

委員会においては、ベースロード市場の受渡し年度の前年度において、適切な量及び価格が供出されているかどうかという観点から、2025 年度に実施されたオークションに関する取引内容について監視を行った。また、ベースロード市場の受渡し年度の翌年度における発電コスト及び発電量に関する実績と、オークション実施時の想定との乖離が合理的であるかという観点から、2024 年度に受渡しが行われた 2023 年度のベースロード市場について事後的な監視を行った。

受渡し年度の前年度における監視の結果、一部の大型発電事業者において、供出上限価格の算定を誤っていたことを確認したため、当該事業者に対して指導を行った。また、石炭燃料費のリスクプレミアムが比較的高い大型発電事業者に対しては、その算定方法の再考を促した。

受渡し年度の翌年度における監視の結果、一部の大型発電事業者の燃料費の想定と実績の間に大きな乖離が見られたが、当該事業者に対しては、2023 年度オークションの監視（受渡し年度の前年度における監視）において、価格変動リスクの見積り手法が「BL ガイドライン」に定められた算定手法とは認められなかったことから、その是正を求め、2024 年度オークション以降の監視において改善されていることを確認している。

(3) 容量市場メインオークションの監視

容量市場は、発電事業者の投資回収の予見性を高め、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力の確保や、中長期的な供給力不足に対処することを目的として、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）に創設された市場である。容量市場においては、市場支配力を有する事業者（以下、「市場支配的事業者」という。）が、正当な理由なく、電源を応札しない又は期待容量を下回る容量で応札すること（以下、「売り惜しみ」という。）及び電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（以下、「価格つり上げ」という。）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがある。

こうした観点から、委員会は、「容量市場ガイドライン」に基づき、市場支配的事業者による売り惜しみや価格つり上げについて、以下のとおり、応札の受付期間開始前の事前監視及び応札の受付期間終了後の事後監視を行っている。

- ・売り惜しみの監視：「容量市場ガイドライン」に基づき、売り惜しみの可能性がある判断された電源について、そのリスト及び理由の説明を求めるとともにその裏付けとなる根拠資料の提出を求め、その合理性を確認した。
- ・価格つり上げの監視：「容量市場ガイドライン」に基づき、監視対象となった電源について、「容量市場ガイドライン」に則って適切な価格で応札されているか確認すべく、応札価格を構成する人件費や修繕費等のコスト算定方法及び算定根拠の説明を求め、事実関係を確認した。

2025年度メインオークション（対象実需給年度：2029年度）の事前監視においては、2電源につき、容量市場に参加できない正当な理由があるとは認められなかったことから、メインオークションへの参加を求めた。また、東北電力の電源につき、「容量市場ガイドライン」に沿わない算定方法に基づいて応札価格が決定されていたことから、応札価格の修正を求めた。

上記メインオークションの事後監視においては、3社（北海道電力、JERA及び東北電力）につき、問題となる事例を確認した。北海道電力の複数の電源については、事前監視で確認した価格を超える価格で応札していることを確認した。JERAの2電源については、事前監視を受けずに基準価格以上の金額で応札していることを確認した。東北電力の電源については、事前監視において、「容量市場ガイドライン」に沿わない算定方法に基づいて応札価格が決定されていたことから、応札価格の修正を求めていたところ、事後監視で同社が適切に算定した価格で応札していることを確認した。いずれも意図的であったとは認められないものの、これにより、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成され、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがある行為であったことから、電力の適正な取引の確保を図るため、3社に対して文書指導を行い、事業者名及び当該行為の内容を公表した。また、北海道電力に対しては応札の是正を、広域機関に対しては是正された応札価格に基づく約定処理を求めた。

2025年度追加オークション（対象実需給年度：2026年度）の事後監視においては、1電源につき、「容量市場ガイドライン」に則った維持管理コストの算定を行わないまま応札価格が決定されていたことから、「容量市場ガイドライン」に則って維持管理コストの算定を行うよう求めた。その結果、維持管理コスト以下の応札価格になっていたことを確認した。

また、次世代電力・ガス基盤構築小委員会の下に設置されている制度検討作業部会（2025年1月開催）において、これら監視結果の報告を行った。

なお、「容量市場ガイドライン」では、「当該（事前）監視で確認された価格を超える価格で応札した場合や、当該監視を受けず基準価格以上で応札した場合は、必要な手続きを踏まえた上で当該応札を取り消すこととする」とされているが、応札を取り消すこととすれば、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれもあるため、応札を取り消すことなく必要な是正を図ることも可能であることを明確化する観点から、同ガイドラインの改定について、経済産業大臣に建議した（詳細は参考資料6を参照）。

(4) 長期脱炭素電源オークションの応札価格の監視

長期脱炭素電源オークションは、巨額の電源投資を対象としており、国民負担の最小化を図ることが必要であることを踏まえ、応札価格について、委員会が、「長期脱炭素電源オークションガイドライン」に基づき、応札後に監視することとしている。

応札価格の監視に当たっては、長期脱炭素電源オークションがマルチプライス方式であることを踏まえ、落札候補となる応札案件全件について、各応札事業者に対し、資本費、運転維持費及び事業報酬の算定方法及び算定根拠の説明を求め、応札価格に含まれる費用項目ごとに証憑等により事実関係を確認するとともに、「直近の発電コスト検証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」を超える予定価格・特命発注部分は、事業者に合理性の説明を求めて確認を行うこととしている。

長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）については、落札候補となる応札案件全件（23社40電源）の応札価格を監視した結果、応札価格に含めることが認められないと考えられる項目を確認したことから、該当する20社35電源に対し、その旨の通知を行った。その後、各事業者から通知内容を反映して再算定された応札価格の提出があり、いずれも適切に算定されていることを確認した。

これらの監視の結果、監視後の応札の取下げに備えて追加で監視した案件を除いた電源（21社38電源）の当初約定総額は約3,922億円／年であったところ、応札価格から減額する金額は約定総額で約1.7億円／年となった。

(5) 予備電源の監視

予備電源の制度では、予備電源候補となる高経年火力の数が限られるため、応札容量が大規模な電源は募集量を満たすために落札が不可欠となり、価格つり上げが生じる可能性があることから、応札価格について、委員会が、「予備電源制度ガイドライン」に基づき、応札後に応札価格を監視することとしている。

委員会においては、2025年度に募集された予備電源（2026年度・2027年度制度適用開始向け）の落札候補となる応札案件（2社2電源）について、応札価格に織り込まれた各コストが「予備電源制度ガイドライン」で定められた算出ルールに則って算出されているかを確認した。その結果、応札価格に含めることが認められない金額を確認したことから、該当する事業者に対して、その旨の通知を行った。その後、通知を受けた事業者から、通知内容を反映して再算定された応札価格の提出があり、いずれも適切に算定されていることを確認した。

なお、本制度において休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うといった基本的なリクワイアメントを満たすための必要最小限の経年改修費（資本的支出）や、休止措置期間中に発生する発電側課金（kW課金）については、応札価格に織り込むことが認められるコストとして「予備電源制度ガイドライン」に明記する必要があると考えられることから、同ガイドラインの改定について、経済産業大臣に建議した。（詳細は参考資料7を参照）

(6) 非化石価値取引市場（高度化義務達成市場）の監視

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）（以下、「高度化法」という。）により、小売電気事

業者には、自らが調達する電気の非化石電源比率を 2030 年度に 44%以上とすることが求められている。しかし、卸電力取引所では、非化石電源と化石電源の区別がされないため、非化石電源の持つ価値が埋没しており、非化石電源比率を高める手段として活用ができない。その結果、取引所取引の割合が比較的高い新規参入者にとっては、非化石電源を調達する手段が限定される状況となり、高度化法における目標の達成が困難な面があった。

非化石価値取引市場は、こうした状況を踏まえ、非化石価値を顕在化し、取引を可能とすることで、小売電気事業者の非化石電源調達目標の達成を後押しするとともに、需要家にとっての選択肢を拡大しつつ、FIT 制度による国民負担の軽減に資することを目的として創設された市場である。

非化石価値取引市場は、再エネ価値に対する需要家ニーズの増大を踏まえ、2021 年度より「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」に分離されることとなった。

この分離に当たって行われた非化石価値取引市場の制度見直しに伴い、小売電気事業者が高度化法上の目標を達成するために購入できる証書は、高度化法義務達成市場で扱われる「非 FIT 非化石証書」に限定されることとなった。非 FIT 非化石証書の由来となる電源の多くが原子力や大型水力であり、売り手の大宗を旧一般電気事業者が占めることから、旧一般電気事業者の入札行動が非 FIT 非化石証書の価格形成に強い影響を及ぼすといった懸念が、制度検討作業部会で指摘された。

こうした背景を踏まえ、非 FIT 非化石証書の取引における公平性や価格形成における透明性の確保を図る観点から、制度検討作業部会の「第五次中間とりまとめ」（2021 年 8 月）に基づき、委員会が、旧一般電気事業者及び電源開発を対象に、非 FIT 非化石証書の取引について監視している。具体的には、非化石価値取引市場（高度化法義務達成市場）の各回オークション（8 月、11 月、2 月、5 月の計 4 回）ごとに、売り惜しみ及び価格つり上げの観点から、問題となる行為がないかについて監視を行っている。また、第 4 回オークション（5 月）の取引終了後には、次の 3 つの価格水準を相対的に比較し、乖離が認められる場合には、不当な価格設定の観点から、合理的説明を求めている。

(ア) 各回の入札価格と相対契約（外部取引分）の価格水準

(イ) 各回の入札価格と相対契約（内部取引分）の価格水準

(ウ) 相対取引間（外部取引分及び内部取引分）の価格水準

2025 年度に実施した監視（2024 年度第 3 回オークションから 2025 年度第 2 回オークションまで）では、問題となる事例は認められなかった。

(7) 市場間相場操縦の監視

2019 年 8 月に東京商品取引所における電力先物の試験上場（3 年間の時限的な上場）の認可がなされたことを受け、第 41 回制度設計専門会合（2019 年 9 月開催）にて、「適取ガイドライン」上で市場間相場操縦の規制が明確化された。その後、2020 年 5 月には欧州エネルギー取引所（以下、「EEX」という。）、2024 年 11 月にはインターコンチネンタル取引所においても日本の電力先物取引に係る清算サービスが開始され、我が国の電力先物取引の取引高や取引参加者数は着実に増加している。特に、我が国の電力先物取引の大半を占める EEX における 2025 年度の取引量は、前年度に比べて約 2.5 倍に増加し、とりわけ 2026 年 3 月 3 日の取引量は、中東情勢の影響もあり、1 日の取引量としては最高記録を更新した。

万が一、先物市場など他の電力に関係した取引を有利にするため、スポット市場相場を変動させ

るような行為が行われた場合には、市場に対する不信感から現物市場の参加者が先物市場への参加を断念する事態等につながりかねず、結果として電力先物取引の活性化を阻害する結果を招きかねない。そのため、委員会においても、市場間相場操縦の監視を行う重要性がより一層高まっている。

現在、委員会は、国内の取引所に対しては商品先物市場の監視を行う当局（経済産業省商品市場整備室）と連携するとともに、国内法が原則として及ばない国外の取引所に対しては MoU を締結し先物取引情報の提供を受けた上で市場間相場操縦の監視を行っている。これらの方法では捕捉できない取引情報については、取引を行う電気事業者に対し、不定期に報告徴収を行うこととしている。

1. 9. 発電・小売間の不当な内部補助防止策

【本項目の概要】

- 旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA に対して、内外無差別な卸売等にかかる定期フォローアップを実施した。
- 内外無差別な卸売の対象電源の考え方や、エリア内供給制限を付与する場合の評価の考え方等について、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」を改定した。

旧一般電気事業者及び JERA が 2020 年に表明した内外無差別に電力卸売を行うこと等へのコミットメントについて、委員会は各社の取組状況についてフォローアップを行っている。

2025 年度には、第 10 回制度設計・監視専門会合（2025 年 6 月開催）においてフォローアップ結果の報告を行い、北海道、北陸、関西、中国、四国、九州及び沖縄の各エリアにつき、内外無差別な卸売を行っているとして評価した。また、第 15 回制度設計・監視専門会合（2025 年 11 月開催）では、2025 年度に各社が交渉・締結予定の卸売契約についても中間的なフォローアップ結果の報告を行い、多くの事業者がこれまでの同専門会合における指摘を踏まえて対応策を措置済又は検討中であると確認した。

あわせて、2025 年度には、第 4 回制度設計・監視専門会合（2024 年 12 月開催）において議論がなされた、内外無差別な卸売の対象電源の考え方や、第 6 回制度設計・監視専門会合（2025 年 2 月開催）において議論がなされた、エリア内供給制限を付与する場合の評価の考え方等について、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」を改定した。

今後は、2026 年度上半期に、2025 年度に交渉・締結された卸売契約の内外無差別性について、旧一電等の取組をフォローアップする予定である。引き続き、電気事業を取り巻く様々な状況変化に応じて、必要があれば、所要の検討を行った上で評価の考え方を見直していくこととしている。

第2章. 送配電分野に関する取組

2. 1. 送配電事業の監視

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者及び特定関係事業者における情報漏えい事案に関し、集中改善期間におけるモニタリングにより確認した各社の再発防止に向けた取組状況を採点し、採点結果を公表した。また、新たに事案が判明した北海道電力ネットワーク株式会社及び北海道電力株式会社に対して業務改善勧告を実施した。
- 一般送配電事業者におけるインバランス料金の誤精算事案が発生し、これについての再発防止策を着実に実施するよう当該一般送配電事業者に対し指導を行った。

委員会は、電力の適正な取引を確保するため、一般送配電事業者の業務実施状況を監視し、託送供給等約款の不適切な運用や行為規制違反等が見られた場合には指導等を行っている。

(1) 情報漏えい事案を踏まえた一般送配電事業者及び特定関係事業者への対応

委員会は、2022年12月以降、一般送配電事業者各社における非公開情報の情報管理状況等についての調査を行い、その結果、非公開情報が特定関係事業者の従業員から閲覧可能な状態となっており、実際に閲覧や業務利用がなされていたことが判明した。

東京電力パワーグリッド株式会社(以下、「東京電力 PG」という。)において特定関係事業者の従業員が非公開情報の閲覧・業務利用を行っていた事案に関し、委員会は、業務改善計画の提出日から1年間を集中改善期間と位置づけ、その実施状況、計画の取組の十分性及び実効性が担保されているかを確認するためモニタリングを実施した。委員会は、モニタリングにより確認した各社の再発防止に向けた取組状況を採点し、2025年7月25日に、採点結果を公表した。

また、北海道電力ネットワーク株式会社(以下、「北海道 NW」という。)において、非公開情報が特定関係事業者において閲覧可能となっており、北海道電力においては、知り得た非公開情報を業務において利用していたことが判明した。これを受け、委員会は、同年7月23日に、北海道電力 NW に対して、①内部統制の強化に係る取組に関し、不十分な事項を整理した上で早期に実施すること、②情報共有ツールに保存される非公開情報の取扱いを管理するための計画を立案し報告すること、③事案の発生原因の調査・公表や関係者の厳正な処分の実施、④勧告内容の実施状況に係る委員会のフォローアップに対応するよう、業務改善勧告を行った。また、北海道電力に対し、①内部統制の強化に係る取組に関し、不十分な事項を整理した上で早期に実施すること、②事案の発生原因の調査・公表や関係者の厳正な処分の実施、③勧告内容の実施状況に係る委員会のフォローアップに対応するよう、業務改善勧告を行った。

同年8月22日には、北海道電力 NW 及び北海道電力より「業務改善計画」が提出された。委員会は、業務改善計画の提出日から1年間を集中改善期間と位置づけ、北海道電力 NW 及び北海道電力の再発防止に向けた取組状況についてモニタリングを実施している。

さらに、委員会は、一般送配電事業者9社及び特定関係事業者9社に対して、過去の集中改善期間中のモニタリングにおいて論点となった事項に関しフォローアップを実施し、同年7月25日に、結果を公表した。

(2) その他事案に対する対応

一般送配電事業者におけるインバランス料金の誤精算事案が発生し、これについての再発防止策を着実に実施するよう当該一般送配電事業者に対して指導を行った。

2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査

【本項目の概要】

- 2024年度に一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理について監査を行い、2025年6月開催の委員会において報告を行った。「約款の運用等」及び「体制整備等」を重点的に確認し、対象事業者13社のうち、9社に所要の指導を行った。

委員会は、電気事業法第105条の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者（以下、「一般送配電事業者等」という。）13社に対して2024年度に監査を実施し、その結果を第574回委員会（2025年6月開催）において報告を行った。

2024年度監査においては、以下の項目を重点的に実施した。

- ・一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、各社が原因究明、再発防止策等を実施しているところ。2023年度においても、託送料金に係る誤算定等が確認され、その中には、インバランス料金単価の誤算定に伴いインバランス料金の再精算が生じた事案が発生した。これを踏まえ、2024年度においても、再発防止に向けた各社の取組状況を確認する観点から、当該事業者の再発防止策の実施状況等、託送供給約款の運用等を重点的に確認した。
- ・一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2023年度に引き続き、非公開情報の適切な管理に係る体制整備及びその運用状況等について重点的に確認した。

①電力市場監視機能強化等事業

2024年度監査においては、2023年度監査の結果を踏まえ、引き続きID/パスワードの管理状況や非公開情報の管理の用に供するシステム（以下、「システム」という。）に係るアクセスログの保存状況等を確認することに加え、外部の事業者に作業を委託することにより、「システムへのアクセス権限のない者が利用していないことの確認」について、アクセスログの指定期間を大幅に拡充し、アクセスログと操作ログの分析を行った。

②実地監査による確認

2024年4月1日に施行された電気事業法施行規則及び「適取ガイドライン」の改正内容を遵守しているか、以下の事項を確認した。

一般送配電事業者等が、

- (i) 特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを確認するため、定期的にアクセスログの解析を実施しているか
- (ii) 管理部門等の設置、従業員が遵守すべき規程及びマニュアルの整備並びに不法行為防止措置を実施しているか
- (iii) 不法行為を早期に発見し、必要な調査及び対応を行う体制整備の構築をしているか

また、一般送配電事業者の特定関係事業者（みなし小売電気事業者に限る。）が、

- (i) 当該一般送配電事業者の保有する非公開情報を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用していないか

2024 年度に実施した監査の結果、電気事業法第 66 条の 12 の規定に基づく一般送配電事業者等に対する勧告及び電気事業法第 66 条の 13 の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、9 事業者に所要の指導を行った（詳細は参考資料 4 を参照）。

また、2025 年度においても監査を実施しており、その結果については、2026 年度開催の委員会において報告を行う予定である。

2. 3. レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の期中評価と東京電力パワーグリッド株式会社における 2024 年度の廃炉等負担金の確認、レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する経済産業大臣への建議

【本項目の概要】

- レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の 2024 年度の期中評価を実施した。
- 東京電力パワーグリッドにおける 2024 年度の廃炉等負担金の確認について、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった旨を経済産業大臣に意見回答した。
- レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関して、料金制度専門会合で議論・検討を進め、経済産業省令等の改正について、経済産業大臣に対して建議を行った。

(1) レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の 2024 年度の期中評価を実施

レベニューキャップ制度においては、規制期間中に託送料金の引下げが妥当である等と認められた場合には、一般送配電事業者において託送供給等約款を変更する必要があるとされていることから、事業年度ごとに託送料金の引下げの基準に該当しているかについて確認することが必要である。加えて、各事業者が作成した規制期間 5 年間の事業計画について、着実に実行がなされるよう実施状況をフォローアップしていくことも必要であるため、第 67 回～第 69 回、第 71 回料金制度専門会合（2025 年 8 月～11 月開催）において、2024 年度の各事業者の取組状況について確認（期中評価）を行った。

(2) 東京電力 PG における 2024 年度の廃炉等負担金の確認

第 587 回委員会 (2025 年 10 月開催)、第 71 回料金制度専門会合 (2025 年 11 月開催) において、経済産業大臣からの意見聴取を踏まえ、東京電力 PG の 2024 年度の廃炉等負担金の確認を実施した。この結果を踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (平成 12・05・29 資第 16 号) 第 2 (15) に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった旨意見回答した (詳細は参考資料 8 を参照)。

(3) レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する経済産業大臣への建議

レベニューキャップ制度の制度検討が行われた 2021 年時点において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み分の原価算入を認めるかどうかについて議論された際には、検討当時の物価変動が実態として極めて小幅であること等を踏まえ、第 1 規制期間においては原価算入を認めないこととし、今後については、引き続き、実績推移等も確認しながら検討を行っていくと整理された。

一方、2023 年度及び 2024 年度のレベニューキャップ制度の期中評価 (料金制度専門会合にて確認) においては、一般送配電事業者各社において、物価等の上昇や金利の上昇の影響が顕在化している状況が確認された。

このような状況が継続する場合、一般送配電事業者は、継続的かつ安定的な事業運営や、取引先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、高経年化した送配電網の更新や GX・DX の推進に支障をきたすことが懸念される。

上記を踏まえ、第 66 回料金制度専門会合 (2025 年 5 月開催) において、レベニューキャップ制度における物価等上昇の取扱いに関する議論を開始し、可能な限り実態に即した制度とする観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事事業者等の賃上げ等に資する観点での検討を行い、第 72 回料金制度専門会合 (2025 年 12 月開催) において、第 1 規制期間における制度措置についてとりまとめられた。

この料金制度専門会合でのとりまとめを受けて、2026 年 1 月に開催された第 594 回委員会において議論が行われ、第 1 規制期間におけるレベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する経済産業省令等の改正について、経済産業大臣に対して建議を行った (詳細は参考資料 9 を参照)。

2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者が行った調整力等の公募調達等について監視を行い、制度設計・監視専門会合等に報告した。
- 需給調整市場における調整力の調達等に関して、制度設計・監視専門会合等で議論・検討を進め、「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドライン」の改正について、経済産業大臣に対して建議を行った。

(1) 調整力及びブラックスタート機能等（以下、「調整力等」という。）の公募の結果及び運用状況の監視
一般送配電事業者は、電気事業法に基づき電圧及び周波数を維持する必要があるため、そのためには、電圧を維持するために必要な電源やブラックスタート機能を有する電源など、通常の周波数制御・需給バランス調整業務に必要な調整力とは異なる機能を有する電源等が必要となる。

このような特殊な電源等については、応札可能な発電事業者等が限定されていることから、公募調達ではなく、相対取引による調達を行う方が事務コストの面から効率的となる可能性がある。しかしながら、事前に公募要領等において、立地や機能等を要件等として設定することで公募調達は可能であり、また、公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となることも想定される。このため、一般送配電事業者は、通常の周波数制御・需給バランス調整業務に必要な調整力の調達とは別に、ブラックスタート機能等の公募調達を実施している。

委員会は、上記の一般送配電事業者が行った公募調達等の結果を分析し、発電事業者等の入札行動に問題となる点がないか、監視を行い、また、一般送配電事業者による調整力の運用が、経済合理的に適切に運用されているか等について、監視を行った。

(2) 需給調整市場の制度見直し及び監視等

需給調整市場は、一般送配電事業者が需給バランスの調整を行うために必要となる調整力を市場から広域的かつ効率的に調達するため、2021年度から段階的に取引が開始され、2024年度からは全商品（一次調整力、二次調整力①、二次調整力②、三次調整力①、三次調整力②）の取扱が開始された。

2024年度の全面運開以降、多くのエリアの商品において、応札量が募集量を下回る、募集量未達の状況が継続しており、市場競争が十分に機能していないという課題が生じている。また、市場競争が十分に機能していないことにより、約定価格が高値で推移するなど、調達価格の高騰もみられた。

こうした課題について、委員会は、応札量の増加を促進するとともに、事業者の適切な入札を促す観点から、入札価格の規律等について、第16回制度設計・監視専門会合（2025年12月開催）において議論・検討を行った。

具体的には、需給調整市場の監視において発覚した不適切な事案や2026年度からの全商品前日取引化といった取引ルールの変更等を踏まえ、需給調整市場における事後的措置を規定する枠組みの見直し及び事前的措置の考え方の詳細等について整理した。

事後的措置については、業務改善命令等の対象となる具体的な事例を、「適取ガイドライン」では「問題となる行為」として、相場操縦のみ規定しており、不合理な入札行動に対する事例を十分に明示できていないという課題があった。このため、「需給調整市場ガイドライン」の位置づけについて、従来の「望ましい行為」の詳細を示すものであることに加え、「問題となる行為」の詳細を示すものでもあるという位置づけを追加し、「問題となる行為」の具体的な処分対象行為を追記することとした。

また、事前的措置については、 Δ kW 価格の「一定額」にかかる協議（B種電源協議）において、委員会事務局と協議事業者の双方に多大な協議負担を要しているにも関わらず、協議額では到底約定し得ない状況となっていることから、同協議を廃止すること等を整理した。加えて、「需給調整市

場ガイドライン」に規定している Δ kW 価格の考え方等について、応札事業者が価格規律を遵守した価格設定を円滑に行えるよう、これまでよりも可能な限り詳細かつ明確に示した上で、算定方法等についても需給調整市場ガイドラインの主旨に則ったものとなるよう整理した。

こうした整理を踏まえ、2025年12月に「適取ガイドライン」及び「需給調整市場ガイドライン」の改正について、経済産業大臣に対して建議を行った（詳細は参考資料10参照）。

なお、「需給調整市場ガイドライン」では、調整力 Δ kW 市場における競争的な市場において合理的な行動となる価格を「 Δ kW 価格 \leq 当該電源等の逸失利益（機会費用）＋一定額等」としており、「一定額」部分に計上する金額は、「0.33円/ Δ kW・30分（A種電源）または当年度分の固定費回収のための合理的な額を上回らない範囲（B種電源）」としているが、B種電源協議を希望する事業者があったことから、申し出があった内容について確認を行い、確認結果を制度設計・監視専門会合に報告した（2026年度以降、B種電源協議は上記のとおり廃止する）。

2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視等

【本項目の概要】

- 制度設計・監視専門会合において、インバランス料金制度の改正に関して、制度設計・監視専門会合で議論・検討を進め、中間とりまとめの改定を行い、インバランス料金制度を改正するための所要の規則等改正を行うよう経済産業大臣に対して建議を行った。
- 一般送配電事業者におけるインバランス料金単価の誤算定事案について、発生事案に対する再発防止策の着実な実施と精算に当たっては真摯に対応するよう指導を行った。また、一般送配電事業者全社及び送配電網協議会が出席する会合において、発生した誤算定事案と再発防止策の報告を受け、インバランス誤算定事案の低減に向けた一般送配電事業者全体の取組状況について確認等を行った。

(1) インバランス料金制度の改正に係る議論・検討

計画値同時同量制度において、小売電気事業者と発電事業者等は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとにそれぞれ需要と発電の計画を策定することとなっている。これらの計画と実績のずれ（インバランス）については、一般送配電事業者が発電事業者等から需給調整市場等を通じて調達した電源等を用いて調整を行い、その費用については、小売電気事業者と発電事業者等からインバランス料金として回収する。このように、インバランス料金は実需給における電気の過不足の精算価格となっているが、同時に卸電力取引における価格シグナルのベースにもなっている。

2022年度から新しいインバランス料金制度の運用を開始しており、需給ひっ迫時における補正インバランス料金については、上限値であるC値を200円/kWh、D値を45円/kWhとする暫定措置を継続している。制度設計・監視専門会合（2024年9月～2025年6月開催）において、暫定措置に関する議論・検討を行い、2026年度からは暫定措置を見直し、C値を300円/kWh、D値を50円/kWhとし、閾値以上の価格が一定期間以上連続して発生した場合の措置として、一時的に上限値を引き

下げる制度（累積価格閾値制度）を導入することを整理し、パブリックコメント（2025年4月26日～5月25日）を実施の上、中間とりまとめを改定した。また、改定した中間とりまとめを踏まえ、2025年7月にインバランス料金制度を改正するための所要の規則等改正を行うよう経済産業大臣に建議した。

なお、インバランス料金制度の改正時期については、第15回制度設計・監視専門会合（2025年11月開催）において、時間前市場のエリア別情報公表の実現時期にあわせ、2026年10月1日からとすることと整理され、第5回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（2026年3月開催）にて承認された。

（2）インバランス料金単価の誤算定事案に対する対応

一般送配電事業者等に起因したインバランス料金単価の誤算定事案について、再発防止策を着実に実施すること、及び小売電気事業者等との精算に当たっては真摯に対応するよう指導を行い、発生した事案の概要、再発防止策等については、他の一般送配電事業者に共有することを求めた。

また、2025年10月に一般送配電事業者及び送配電網協議会が出席する会合に参加し、発生した事案に係る報告を受けるとともに、インバランス料金単価の誤算定事案の低減に向けた一般送配電事業者全体の取組状況について確認した。

2. 6. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの開催、発電側課金の運用

【本項目の概要】

- 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループを開催し、一般送配電事業者の各部門や主要設備ごとの効率化の取組等について議論を行った。
- 発電側課金について、発電事業者から小売電気事業者への転嫁に係るアンケート・ヒアリング調査を実施した。

（1）送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの開催

料金制度専門会合の下に設置されている「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ」において、送電、変電、配電の各部門や主要設備ごとの効率化の取組やモデルケースを用いた各工事の費用分析等について議論を行った。また、送配電ネットワークに関わる関係企業等へのヒアリングも実施した。第9回送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ（2025年6月開催）においては、これまでの検証内容のとりまとめが行われ、今後は、各事業者における取組状況や業界大での第2規制期間に向けた統計査定の精緻化に係る検討状況を、料金制度専門会合にてフォローアップしていくこととされた。

（2）発電側課金の運用

発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、これまで、小売電気事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必

要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者にも一部の負担を求めることで、より公平な費用負担とするものとして、その主旨等を「発電側課金の導入について 中間とりまとめ（2023年4月）※」で整理の上、2024年度より導入された。

※ 本とりまとめについては、追加で整理を行った事項（発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱い、発電側課金における制限中止割引の廃止や災害時の特別な措置などの整理）を掲載。追加掲載版については、パブリックコメント（2025年2月28日～3月31日）を実施し、2025年4月28日に委員会のHPに公表した。

発電側課金の運用にあたっては、発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁され、ひいては最終需要家に転嫁されていくことが想定されていることから、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになる。このため、発電事業者と小売電気事業者との協議が適切に行われるよう「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」の主旨に沿った契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等がなされているかを把握する観点から、当面の間、アンケート・ヒアリングを年に1回実施することと整理された。

この整理に基づき、2024年度に引き続き、2025年度も10月～11月にかけて各小売電気事業者及び発電事業者に対してアンケート・ヒアリングを実施した結果、「発電事業者が小売電気事業者に転嫁を実施したくても、小売側が転嫁に応じない」といった事案は確認されなかった。一方で、発電側課金制度の運用にあたって、発電側課金制度に関する制度理解の向上、一般送配電事業者に対する手続きの改善要望等の課題も確認された。そこで、発電側課金制度に関する制度理解の更なる向上のため、廃棄物発電を行う自治体等が参加する民間のセミナーでの説明や、公営電気事業を行う自治体が加盟する団体との意見交換を実施するとともに、手続きの改善要望等について、送配電網協議会及び各一般送配電事業者に共有の上、その詳細及び改善の可否等について確認を行った。本件については、第18回制度設計・監視専門会合（2026年2月開催）に報告を行った。

第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組

3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査

【本項目の概要】

- ガス小売事業の登録について審査した結果、2026年3月末時点での登録件数は1,304件（簡易ガスを含む。）となった。

ガス小売事業の登録について、経済産業大臣は、登録をしようとするとき、あらかじめ、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、ガス事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（ガスの使用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。これらの審査の結果、2026年3月末時点での登録件数は1,304件（簡易ガスを含む。）となった。

3. 2. ガス取引報の公表

【本項目の概要】

- ガス事業者からガスの小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

委員会は、ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）に基づき、定期的に、ガス事業者からガスの小売取引の監視に必要な情報の報告を受けている。これらの報告を受けた情報のうちガス販売量等の一部の実績について、毎月結果の公表を行った。

3. 3. 各種相談への対応

【本項目の概要】

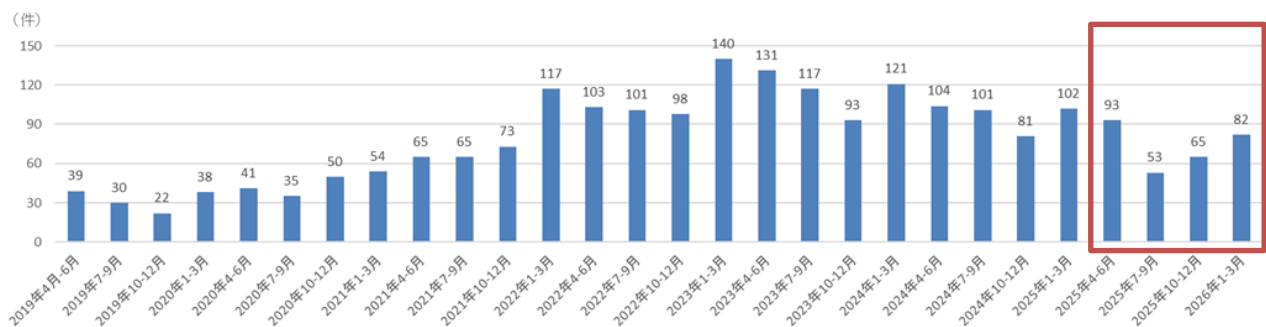
- 相談窓口（情報提供窓口）を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・事業者に対する指導等を行った。

委員会は、相談窓口を設置し、ガスの需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。2025 年度における相談件数は 293 件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合にはガス小売事業者に対する指導等を行った。

また 2025 年 6 月、9 月、12 月そして 2026 年 3 月に消費者庁及び国民生活センターと連名でガスの勧誘例等に関する注意喚起を行うとともに、経済産業省の X を活用し、電気・ガスの契約前の注意点を周知する等、消費者に対して情報提供を行った。

○相談窓口への相談件数（ガス）の推移



3. 4. 小売取引の監視等

【本項目の概要】

- ガスの小売営業に関して、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導等を行った。

2017年4月にはガスの小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家がガス会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、委員会は、ガスの小売供給に関する取引の適正化を図るため、「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行っている。

2025年4月から2026年3月までの間に行った指導等のうち、具体的な例としては、以下のようなものがある。

(1) 指導の例

① A社に対する指導（2025年12月）

A社は、法令理解の不足等により、小売供給契約を変更後又は更新後に需要家へ交付した書面において、ガス事業法上記載が必要とされている供給地点特定番号を記載していなかった。また、A社は、変更時及び更新時に需要家へ交付した書面について、記載事項の一部を省略するために必要な需要家からの承諾を取得せずに、記載事項の一部を省略した書面を交付していた。

契約変更時及び契約更新時の書面交付義務は、ガス小売事業者と需要家との間のトラブルを未然に防止する上で重要な義務である。

このため、委員会は、A社に対し、所要の改善措置を実施するように指導を行った。

② B社に対する指導（2026年1月）

B社は、法令理解が不足していたことにより、自動更新条項のある小売供給契約を締結している需要家に対して、契約更新時に必要な説明及び書面交付をしていなかった。

また、B社においては期中解約金の定めがあり、自動更新前の説明がない場合には、期中解約金の負担なく契約更新を拒絶できる期間を需要家が逃してしまうという不利益もあり得た。

契約更新時の説明義務及び書面交付義務は、ガス小売事業者と需要家との間のトラブルを未然に防止する上で重要な義務である。

このため、委員会は、B社に対し、所要の改善措置を実施するように指導を行った。

(2) 大口都市ガスの受注調整事案に関する経済産業大臣に対する勧告等

2024年3月4日に、公正取引委員会は、大口都市ガスの受注調整事案について、中部電力ミライズに対して独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を、中部電力株式会社に対して同法に基づく課徴金納付命令を行った。また、同日、家庭用都市ガス等及び卒FIT買取に係る事案については中部電力ミライズ及び東邦瓦斯株式会社(以下、「東邦ガス」という。)に対して、

LNG 供給に係る事案については中部電力ミライズ及び株式会社シーエナジーに対して、警告を行った。

委員会は、同年 6 月 24 日、大口都市ガスの受注調整事案について、ガス事業法第 179 条第 1 項の規定に基づき、東邦ガス及び中部電力ミライズに対してガス事業法に基づく業務改善命令を行うよう、経済産業大臣に勧告し、同年 7 月 26 日に、経済産業大臣は、東邦ガス及び中部電力ミライズに対して、ガス事業法第 20 条第 1 項の規定に基づき、不当な取引制限及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、他のガス小売事業者との間でガス料金等に関する情報交換を行わないこと、再発防止のための計画を提出すること、これを事案内容・発生原因とともに公表すること、改善計画の実施状況について、委員会及び経済産業省に定期的に報告し、フォローアップに応じること等を命じる業務改善命令を発出した。同年 8 月 23 日には、業務改善命令の対象となった事業者から改善計画が提出され、委員会は各事業者の取組状況について、1 年間フォローアップを行うこととした。

2025 年 5 月の第 2 回フォローアップでは、三線管理の体制や運用状況の確認、第三者評価の状況を確認し、2025 年 9 月の第 3 回フォローアップでは、一連の取組を通じた役職員の意識や行動変化、今後の取組について確認を実施し、その結果をそれぞれ第 9 回制度設計・監視専門会合（2025 年 5 月開催）、第 13 回制度設計・監視専門会合（2025 年 9 月開催）にて報告した。

（3）ガス小売事業に関する制度的措置の建議

ガス小売事業について、取引環境の変化等を踏まえ、「ガスの小売営業に関する指針」に、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、電磁的方法による書面交付義務の履行に係る承諾の取得方法としては認められない旨を明記する改正を行うことを、2025 年 5 月に、経済産業大臣に建議した。

また、「適正なガス取引についての指針」に、ガス小売事業者から、需要場所においてガスの卸供給を受けた上で当該需要場所において小売供給を行う、いわゆるワンタッチ供給を行う事業者に対して、短期間でガス開栓を希望する需要家に係る申込みも受け付けるよう要請があった場合には、誠実に対応することが望ましいことを明記する改正を行うことを、2025 年 5 月に、経済産業大臣に建議した。

3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査

【本項目の概要】

- 2024 年度に旧一般ガスみなしガス小売事業者の業務及び経理について監査を行い、2025 年 6 月開催の委員会において報告を行った。対象事業者 4 社とも、事業者に対する勧告等や所要の指導に至るような事業者はいなかった。

2017 年 4 月にガスの小売全面自由化を実施した際、競争が不十分であると認められた地域については、経過措置として小売規制料金（経過措置料金）を存続させることとされた。

委員会は、第3弾改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた第3弾改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定に基づき、経過措置料金規制の対象である旧一般ガスみなしガス小売事業者4社に対して2024年度に監査を実施した。

監査の結果、第3弾改正法附則第37条第1項の規定に基づく旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する勧告及び第3弾改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかった（詳細は参考資料11を参照）。監査の結果については、第574回委員会（2025年6月開催）において報告を行った。

また、2025年度においても監査を実施しており、その結果については、2026年度開催の委員会において報告を行う予定である。

3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価等

【本項目の概要】

- 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者3社について、変更認可申請を命じる必要がある事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。
- ガスの特別な事後監視の結果、2025年度においては、文書指導に至るような事業者はいなかった。

(1) 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

第3弾改正法附則に基づく経過措置が講じられているガスの小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないか等を経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

2025年10月、経済産業大臣及び経済産業局長からの意見聴取を受けて、第71回料金制度専門会合（2025年11月開催）において、原価算定期間が終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者3社（東邦ガス、日本瓦斯株式会社及び南海ガス株式会社（以下、「南海ガス」という。））について電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号。以下、「審査基準」という。）第2（8）④に基づく評価及び確認を行い、その結果を取りまとめた。

審査基準のステップ1（規制部門のガス事業利益率による基準）に基づく評価では、個社の規制部門の直近3カ年度平均の利益率が、全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の規制部門の過去10カ年度平均の利益率を上回る事業者は、南海ガスの1社であった。審査基準のステップ2（規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準）では、南海ガスは、2024年度末の超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、自由化部門の収支が直近2年連続赤字とはなっていないと評価され、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

この結果を踏まえ、委員会は、経済産業大臣及び経済産業局長に対し、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨を回答した。

(2) ガス小売料金の特別な事後監視

第 29 回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（2016 年 2 月開催）において、ガスの小売規制料金の経過措置が課されない、又はガスの小売規制料金の経過措置が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガス利用率が 50%を超える事業者については、特別な事後監視として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないう、当該供給区域等の料金水準（標準家庭における 1 か月のガス使用量を前提としたガス料金）を、3 年間監視することと整理されている。

上記の整理を踏まえ、委員会では、これらの事業者の家庭向けの標準的な小売料金について、定期的に報告を受け、料金改定の状況等を確認している。この結果、2025 年度においては、文書指導に至るような事業者はいなかった。

3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ

【本項目の概要】

- ガス大手 3 社へ対する、コミットメント遵守に関するフォローアップ結果を踏まえ、事業者に適切な対応を求めた。

東京ガス・大阪ガス・東邦ガスは、2021 年に、①供給余力がないといった理由がない限り、依頼があれば、ガス製造に係る業務やガスの卸供給を行うこと、②特にスタートアップ卸については利用実績が上がるように積極的に取り組むこと等を趣旨とした「ガス卸に関するコミットメント」を表明した。委員会は、この遵守状況について定期的にフォローアップを行うこととしており、問題となりうる行為が確認された場合は、これら 3 社に対して改善を求め、指導等を行うこととしている。2025 年度には、委員会は 2024 年度の卸取引を対象にフォローアップを実施した。

第 4 章. ガス導管分野に関する取組

4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視等

【本項目の概要】

- 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、指導に至るような事案はなかった。

委員会は、ガスの適正な取引を確保するため、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況を監視し、託送供給約款の不適切な運用等が見られた場合には指導等を行っている。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告及び指導に至るような事案はなかった。

4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査等

【本項目の概要】

- 2024年度に一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の業務及び経理について監査を行い、2025年6月開催の委員会において報告を行った。「託送供給収支」及び「体制整備等」を重点的に確認し、対象事業者237社のうち、62事業者に所要の指導を行った。
- 2024年度の監査結果を踏まえ、一般ガス導管事業者における託送供給収支計算等の誤りの改善を図ることを目的に、2025年9月に「ガス託送供給収支の計算に係る勉強会」を開催し、一般ガス導管事業者の託送供給収支の実務担当者等、約370名が参加した。

(1) 一般ガス導管事業者等に対する監査

委員会は、ガス事業法第170条の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）237社に対して2024年度に監査を実施し、その結果を第574回委員会（2025年6月開催）において報告を行った。

2024年度監査においては、以下の項目を重点的に実施した。

- 2023年度において、本省及び地方局所管事業者ともに省令の理解不足、又は単純ミスによる算定誤り等の指摘事項が91件あったことから、2024年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る算定誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。
- 一般送配電事業者による情報漏えい事案を受け、2023年度ガス事業監査では、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（ガスメーターの取付数が30万個以上に限る。）のシステムに係る情報管理体制を確認した。その結果、本省所管事業者において、人事異動に伴う引き継ぎ等の理由により、非公開情報を入手すべきでない者が、システムにアクセスすることが可能となっていた事例が検出されたことから、2024年度ガス事業監査においても、当該情報管理体制等の「体制整備等」を重点的に確認した。

2024年度監査の結果、ガス事業法第178条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告及びガス事業法第179条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、62事業者に所要の指導を行った（詳細は参考資料11を参照）。

また、2025年度においても監査を実施しており、その結果については、2026年度開催の委員会において報告を行う予定である。

(2) 監査結果を踏まえた勉強会の開催

2024年度の監査結果を踏まえ、一般ガス導管事業者における託送供給収支計算等の誤りの改善を図ることを目的に、2025年9月に一般社団法人日本ガス協会と共催で「ガス託送供給収支の計算に係る勉強会」を開催した。本勉強会には一般ガス導管事業者の託送供給収支の実務担当者等、会場・オンライン合わせて約370名が参加した。

4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

【本項目の概要】

- 2024年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、2社については、2024年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることを確認した。また、5社については、2024年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していることを確認した。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた者を除く。以下、本項目において「ガス導管事業者」という。）は、事業年度毎に託送収支計算書を作成・公表することとされており、その超過利潤累積額が一定額を超過した場合又は乖離率がマイナス5%を超過した場合には、経済産業大臣及び各経済産業局長等が託送料金の変更を命令できることとされている。

ガス導管事業者の2024年度収支状況の確認について、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、委員会宛てに意見の求めがあり、これを踏まえ、料金制度専門会合（2025年11月及び2026年2月開催）において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施した。その結果、事後評価の対象事業者144社のうち2社（旭川ガス株式会社（江別地区）、久留米ガス株式会社）については、2024年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。また、5社（水島瓦斯株式会社、久留米ガス株式会社、大分瓦斯株式会社、東北天然ガス株式会社、鈴与商事株式会社）については、2024年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。

これら事業者については、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である旨を、委員会は経済産業大臣及び経済産業局長等へ回答した。

第5章. 熱供給事業に関する取組

【本項目の概要】

- 熱供給事業の登録件数については、2026年3月末時点で73件（133地域）となっている。
- 経済産業大臣に対して、1事業者1区域について、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可の申請があり、委員会で審査の上、意見回答を行った。

(1) 熱供給事業者の登録に係る審査

熱供給事業の登録について、経済産業大臣は、登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、熱供給事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。2026年3月末時点での登録件数は73件（133地域）となっている。

(2) 指定旧供給区域熱供給区域の指定

熱供給事業者が供給する供給区域のうち、12事業者16供給区域については、経済産業大臣が、当該供給区域内の熱供給を受ける者が熱供給に代わる熱源機器を選択することが困難である等の理由により、当該供給区域内の熱供給を受ける者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして指定しており、当該供給区域において熱料金の値上げ改定を行う場合には、経済産業大臣による指定旧供給区域熱供給規程の変更認可が必要となる。2025年度においては、経済産業大臣に対して、1事業者1区域について、エネルギー価格の高騰等を背景とした指定旧供給区域熱供給規程の変更認可の申請があり、委員会で審査の上、当該申請に係る委員会の意見として経済産業大臣に対し査定方針の回答を行った。

第6章. 広報、紛争処理等

6. 1. 広報/消費者対応

【本項目の概要】

- 委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施するとともに、消費者保護強化のため、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を行った。

電力・ガスの小売全面自由化開始後も、消費者が正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要である。

こうした意識のもと、委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。

また、先述のとおり、委員会の相談窓口において、消費者の小売供給契約を結ぶ際のトラブル事例やそれに対する対応等の相談に応じており、2025年度における相談件数は、電気・ガス合わせて2,328件であった。

6. 2. 国際的な取組

【本項目の概要】

- 国際エネルギー規制機関連合への加盟や国際会議への参加等を通じ、海外のエネルギー規制機関と連携し、意見交換・情報収集を行った。

委員会では、海外のエネルギー規制機関と連携し、世界のエネルギー市場や規制機関の役割、エネルギー市場監視のあり方等に関する情報交換や情報収集を行っている。

2025年度は、2024年12月に加盟した国際エネルギー規制機関連合（ICER）の運営委員会や各種WGに参加し、国内及び委員会の取組を発信するとともに、情報収集を行った。8月にはクリーンエネルギー大臣会合（CEM）の脱炭素化の加速に向けた規制機関の強化（ERAD）イニシアティブに参加し、海外のエネルギー規制機関との意見交換、ネットワーク構築・関係強化に努めた。また、シンガポール国際エネルギーウィーク（SIEW）等の国際会議に参加し、地域の電力統合に関するエネルギー転換期における技術基準、規制枠組み、市場構造に関する各国が共通して直面する課題等について海外のエネルギー規制機関との意見交換や情報収集を行った。

6. 3. 紛争処理

【本項目の概要】

- あっせんの申請は2件であり、1件は不実行となり、1件はあっせんを実施中。苦情の申出・仲裁の申請はなかった。

(1) あっせん及び仲裁

電気事業法の規定により、委員会は、電力取引に係る契約などについてのあっせん及び仲裁の申請があった場合には、不当な目的である場合などを除き、これを行うこととされている。

また、同様にガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、ガスの取引に係る契約及び卸熱供給に関する契約などについてのあっせん及び仲裁を行うこととされている。

紛争処理は、あっせん委員及び仲裁委員を中心に行われる。あっせん委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される（電気事業法第35条第3項及び第36条第3項）。2026年3月31日時点におけるあっせん委員及び仲裁委員

候補者は以下のとおりである。

(委員)

- ・岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 教授
- ・武田 邦宣 大阪大学理事・副学長
- ・松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授
- ・村松 久美子 PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー

(特別委員)

- ・北本 佳永子 公認会計士
- ・小林 由佳 有限責任あずさ監査法人 シニアマネジャー
- ・林 泰弘 早稲田大学大学院理工学研究科 教授
- ・圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター
- ・丸山 絵美子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

2025 年度において、委員会に対し、あっせんの申請がなされた件数は 2 件であった。うち 1 件は、相手方からあっせんを受諾しない旨の通知を受けたため、あっせんしないものとした。残りの 1 件はあっせんを受諾する旨の通知を受けたため、あっせんを実施中。

(2) 苦情の申出への対応

電気事業法、ガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、電気、ガス及び熱供給の取引に係る苦情の申出を受け付け、それを処理することとされている。2025 年度において、委員会に対し、苦情の申出はなかった。